

愛知県地域防災計画の修正（案）の要旨

I 愛知県地域防災計画の修正の根拠

都道府県地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第40条）。

また、地域防災計画の作成、修正は都道府県防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第14条）。

II 愛知県の新たな取組等に係る修正事項

1 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

○南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、県、市町村、防災関係機関等が連携協力して防災対応がとれるよう、情報収集・連絡体制の整備、住民への周知・呼びかけ、避難対策等について、記載を追加する。

<主な修正箇所>

■地震・津波編	第2編 第15章	南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	p 3
---------	----------	---------------------	-----

2 広域的に発生する停電や通信障害に対する早期復旧体制の整備

○昨年の房総半島台風（台風第15号）の教訓を踏まえ、県及び市町村は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進することについて、記載を追加する。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第2編 第5章	建築物等の安全化	p 10
■地震・津波編	第2編 第2章	建築物等の安全化	

3 住家等の被害の程度の調査に係る協定締結団体への応援協力の要請による被災市町村の調査体制の強化

○県と建築、不動産関連の関係団体との間で「災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定」を2020年1月に締結したことに伴い、市町村から要請があった場合等必要に応じて、協定締結団体に対し、住家等の被害の程度の調査への応援協力を要請し、被災市町村の調査体制の強化を図ることについて、記載を追加する。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第4編 第4章	被災者等の生活再建等の支援	p 11
■地震・津波編	第4編 第5章	被災者等の生活再建等の支援	

4 後方支援を担うための新たな防災拠点確保に向けた検討

○県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する後方支援を担うための新たな防災拠点の確保に向けた検討を行うことについて、記載を追加する。

<主な修正箇所>

■地震・津波編	第2編 第11章	広域応援体制の整備	p 12
---------	----------	-----------	------

Ⅲ 国の防災基本計画の修正等に伴う修正事項

1 災害救助法に基づく救助実施市の指定（名古屋市）に係る修正

○2018年6月の災害救助法の一部改正により、相応の災害対応能力を持つ指定都市を、都道府県と同様に災害救助法に基づく救助の実施主体として内閣総理大臣が指定する「救助実施市制度」が創設され、2019年12月に名古屋市が指定されたことに伴い、救助実施市が実施する応急活動等について、記載を追加する。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第1編 第3章	各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	他	p 1 3
■地震・津波編	第1編 第5章	各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	他	

2 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知

○国の防災基本計画の修正を踏まえ、国、県及び市町村は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図ることについて、記載を追加する。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第2編 第12章	防災訓練及び防災意識の向上	p 1 5
--------	----------	---------------	-------

3 行政・NPO・ボランティア等の三者連携による情報共有会議の円滑な運営に向けた相互協力・連絡体制の推進

○国の防災基本計画の修正等を踏まえ、県及び市町村は、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図るとともに、県は、災害時にNPO・ボランティア関係団体等が効果的・効率的に活動するために開催される情報共有会議が円滑に運営できるよう、平常時から、「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結した団体を構成員とした「防災のための愛知県ボランティア連絡会」及び多様な民間支援団体・組織等と一層の相互協力・連絡体制を推進することについて、記載を追加する。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第2編 第1章	防災協働社会の形成推進	p 1 7
■地震・津波編	第2編 第1章	防災協働社会の形成推進	

4 中小企業等における防災・減災対策の普及促進

○国の防災基本計画の修正を踏まえ、県、市町村及び商工団体等は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めることについて、記載を追加する。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第2編 第1章	防災協働社会の形成推進	p 1 8
■地震・津波編	第2編 第1章	防災協働社会の形成推進	

IV 主な修正の内容

II-1 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

<主な修正箇所>

■地震・津波編 第2編 第15章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

<新旧対照表>

■地震・津波編 p 2 3 (別紙)

■地震・津波編

第2編 第15章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

現行 (令和元年6月修正)	修正案												
(追加)	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 南海トラフ地震臨時情報の発表の有無に関わらず、従前から実施している突発地震の備えを実施することを基本とし、さらなる被害の軽減を目指す観点で、南海トラフ地震臨時情報を有効に活用することが重要である。</p> <p>○ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を、県、市町村、防災関係機関等が地域の実情に応じてあらかじめ検討し、連携協力して防災対応がとれる体制を確保する。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応</td> <td>県、市町村、防災関係機関</td> <td>情報収集・連絡体制の整備</td> </tr> <tr> <td>第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応</td> <td>県、市町村、防災関係機関</td> <td>情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等</td> </tr> <tr> <td>第3節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の対応</td> <td>県、市町村、防災関係機関</td> <td>情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	第1節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備	第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等	第3節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ
区 分	機関名	主な措置											
第1節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備											
第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等											
第3節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ											
	<p>第1節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応</p>												
(追加)	<p>情報収集・連絡体制の整備</p> <p>県(防災安全局、関係局)は、南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部(第2非常配備(準備体制))を設置する。また、市町村及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。(南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「津波警報等の伝達」6「津波警報等情報の伝達」を参照。)</p>												
	<p>第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応</p>												
(追加)	<p>1 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>県(防災安全局、関係局)は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の内容その他これらに関連する情報(以下「南海トラフ地震臨</p>												

現行（令和元年6月修正）	修正案
(追加)	<p>時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部（第2非常配備（警戒体制））を設置し、必要に応じてその体制を拡張した体制をとる。また、市町村及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「津波警報等の伝達」6「津波警報等情報の伝達」を参照。）</p> <p>2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間</p> <p>県（防災安全局、関係局）及び市町村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。</p> <p>3 住民への周知・呼びかけ</p> <p>県（防災安全局、関係局）及び市町村は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第2編第12章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」）</p> <p>4 避難対策等</p> <p>(1) 地域住民等の避難行動等</p> <p>市町村は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（令和元年5月内閣府作成）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（令和2年3月県作成）などに基づき、事前避難対象地域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難勧告等により事前の避難を促す。</p> <p>県（防災安全局、関係局）及び市町村は、高齢者等事前避難対象地</p>

現行（令和元年6月修正）	修正案
(追加)	<p><u>域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。</u></p> <p><u>(2) 事前避難における避難所の運営</u></p> <p><u>事前避難の際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、市町村において避難所の確保を行う。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて、住民に理解を得ることなどが必要である。（第3編第10章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」第1節「避難所の開設・運営」及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」参照。）</u></p> <p>5 消防機関等の活動</p> <p><u>(1) 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。また、県は市町村が実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう支援するものとする。</u></p> <p><u>ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達</u></p> <p><u>イ 事前避難対象地域における地域住民等の避難場所、避難所への経路及び誘導方法</u></p> <p><u>(2) 水防管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、次の事項を重点としてその対策を定め、後発地震に備えた必要な体制を確保するものとする。</u></p> <p><u>ア 所管区域内の監視及び警戒</u></p> <p><u>イ ダム・ため池・水門・閘門等の操作</u></p> <p><u>ウ 水防作業に必要な資機材の点検、整備、配備等</u></p> <p>6 警備対策</p> <p><u>県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。</u></p> <p><u>(1) 正確な情報の収集及び伝達</u></p> <p><u>(2) 不法事案等の予防及び取締り</u></p>

現行（令和元年6月修正）	修正案
(追加)	<p>(3) <u>地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導</u></p> <p>7 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>(1) <u>水道</u></p> <p><u>水道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。</u></p> <p>(2) <u>電気</u></p> <p><u>電力事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な電力を供給する体制を確保するものとする。</u></p> <p>(3) <u>ガス</u></p> <p><u>ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要なガスを供給する体制を確保するものとする。</u></p> <p>(4) <u>通信</u></p> <p><u>通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。</u></p> <p>(5) <u>放送</u></p> <p><u>放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。</u></p> <p>8 金融</p> <p><u>日本銀行名古屋支店が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。</u></p> <p>9 交通</p> <p>(1) <u>道路</u></p> <p>ア <u>県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。</u></p> <p>イ <u>県（関係局）は道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、道路情報板等により道路利用者へ情報提供するものとする。</u></p> <p>(2) <u>海上及び航空</u></p> <p>ア <u>第四管区海上保安本部（事務所を含む。）及び港湾管理者は、船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>イ <u>港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対</u></p>

現行（令和元年6月修正）	修正案
(追加)	<p>策について、津波に対する安全性に留意して必要な措置を講じるものとする。</p> <p>ウ 空港管理者は、飛行場における対策について、津波に対する安全性に留意し、運航者に対する必要な航空情報の提供等必要な措置を講じるものとする。また、後発地震の発生に備えて応急対策活動の基地として使用するものについては、事前に必要な体制を整備するものとする。</p> <p>(3) 鉄道</p> <p>ア 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。</p> <p>イ 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、情報提供に努めるものとする。</p> <p>10 県が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策</p> <p>(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <p>県（関係局）が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。</p> <p>ア 各施設に共通する事項</p> <p>① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達</p> <p>＜留意事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 来場者等が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際に、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を事前に検討すること。 ・ 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。 <p>② 入場者等の安全確保のための退避等の措置</p> <p>③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置</p> <p>④ 出火防止措置</p> <p>⑤ 水、食料等の備蓄</p> <p>⑥ 消防用設備の点検、整備</p> <p>⑦ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</p> <p>⑧ 各施設における緊急点検、巡視</p> <p>上記の①～⑧における実施体制（⑧においては実施必要箇所を含む）は施設ごとに別に定めるものとする。</p>

現行（令和元年6月修正）	修 正 案
(追加)	<p>イ 個別事項</p> <p>① 病院においては、患者等の保護等の方法について、<u>各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置</u></p> <p>② 県立学校にあつては、次に掲げる事項</p> <p>(ア) <u>児童・生徒等に対する保護の方法</u></p> <p>(イ) <u>事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等</u></p> <p>③ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項</p> <p>(ア) <u>入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法</u></p> <p>(イ) <u>事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等</u></p> <p>なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。</p> <p>(2) <u>公共土木施設等</u></p> <p>ア <u>道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等</u></p> <p>イ <u>河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置</u></p> <p>(3) <u>災害応急対策の実施上重要な建物</u></p> <p>ア <u>災害対策本部又は方面本部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。</u></p> <p><u>また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。</u></p> <p>① <u>自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保</u></p> <p>② <u>無線通信機等通信手段の確保</u></p> <p>③ <u>災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保</u></p> <p>イ <u>県は、市町村推進計画に定める避難所又は救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。</u></p> <p>ウ <u>県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。</u></p> <p>(4) <u>工事中の建築物等</u></p> <p><u>施行管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定めることとする。</u></p> <p>1.1 滞留旅客等に対する措置</p> <p><u>市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。県においては、市町村が実施する対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並び</u></p>

現行（令和元年6月修正）	修正案
(追加)	<p>に食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等、必要な措置を行うものとする。</p>
(追加)	<p>第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</p> <p>1 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部（第2非常配備（準備強化体制））を設置する。また、市町村及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「津波警報等の伝達」6「津波警報等情報の伝達」を参照。）</p> <p>2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間</p> <p>県（防災安全局、関係局）及び市町村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。</p> <p>3 住民への周知・呼びかけ</p> <p>県（防災安全局、関係局）及び市町村は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係ある事項について周知するものとする。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第2編第12章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」）</p> <p>(略)</p>

Ⅱ－２ 広域的に発生する停電や通信障害に対する早期復旧体制の整備

<主な修正箇所>

- 風水害等編 第2編 第5章 建築物等の安全化
- 地震・津波編 第2編 第2章 建築物等の安全化

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 7
- 地震・津波編 p 10

■風水害等編

第2編 第5章 建築物等の安全化

現行（令和元年6月修正）	修 正 案
第2節 ライフライン関係施設対策	第2節 ライフライン関係施設対策
<p>1 施設管理者等における措置</p> <p>電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>1 施設管理者等における措置</p> <p>電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。<u>また、県及び市町村は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。</u></p> <p>(略)</p>

■地震・津波編

第2編 第2章 建築物等の安全化

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

II - 3 住家等の被害の程度の調査に係る協定締結団体への応援協力の要請による被災市町村の調査体制の強化

<主な修正箇所>

- 風水害等編 第4編 第4章 被災者等の生活再建等の支援
- 地震・津波編 第4編 第5章 被災者等の生活再建等の支援

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 5 1
- 地震・津波編 p 5 9

■風水害等編

第4編 第4章 被災者等の生活再建等の支援

現行（令和元年6月修正）	修 正 案
第1節 罹災証明書の交付等	第1節 罹災証明書の交付等
<p>1 県（防災安全局）における措置</p> <p>(1) 市町村の支援等</p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>1 県（防災安全局）における措置</p> <p>(1) 市町村の支援等</p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。</p> <p><u>なお、市町村から要請があった場合等必要に応じて、協定締結団体に対し、住家等の被害の程度の調査への応援協力を要請し、被災市町村の調査体制の強化を図る。</u></p> <p>(略)</p>

■地震・津波編

第4編 第5章 被災者等の生活再建等の支援

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

Ⅱ－４ 後方支援を担うための新たな防災拠点の確保に向けた検討

<主な修正箇所>

■地震・津波編 第2編 第11章 広域応援体制の整備

<新旧対照表>

■地震・津波編 p 19

■地震・津波編

第2編 第11章 広域応援体制の整備

現 行（令和元年6月修正）	修 正 案
第2節 広域応援体制の整備	第2節 広域応援体制の整備
<p>1 県（防災安全局、各局）及び市町村における措置</p> <p>（略）</p> <p>(3) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</p> <p>ア 防災活動拠点の確保</p> <p>県及び市町村は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>1 県（防災安全局、各局）及び市町村における措置</p> <p>（略）</p> <p>(3) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</p> <p>ア 防災活動拠点の確保</p> <p>県及び市町村は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。<u>また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する後方支援を担うための新たな防災拠点の確保に向けた検討を行う。</u></p> <p>（略）</p>

Ⅲ－１ 災害救助法に基づく救助実施市の指定（名古屋市）に係る修正

＜主な修正箇所＞

- 風水害等編 第1編 第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱
第3編 第1章 活動態勢（組織の動員配備） 他
- 地震・津波編 第1編 第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱
第3編 第1章 活動態勢（組織の動員配備） 他

＜新旧対照表＞

- 風水害等編 p 1、p 18 他
- 地震・津波編 p 3、p 26 他

■風水害等編

第1編 第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

現行（令和元年6月修正）	修正案								
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱								
(略)	(略)								
2 市町村	2 市町村								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>(略) <u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	市町村	(略) <u>(追加)</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>(略) <u>(18) 救助実施市である名古屋市は、同市の区域において災害救助法に基づく被災者の救助を行う。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	市町村	(略) <u>(18) 救助実施市である名古屋市は、同市の区域において災害救助法に基づく被災者の救助を行う。</u>
機関名	内容								
市町村	(略) <u>(追加)</u>								
機関名	内容								
市町村	(略) <u>(18) 救助実施市である名古屋市は、同市の区域において災害救助法に基づく被災者の救助を行う。</u>								
(略)	(略)								

第3編 第1章 活動態勢（組織の動員配備）

現行（令和元年6月修正）	修正案
第3節 災害救助法の適用	第3節 災害救助法の適用
1 県（防災安全局、県民文化局、福祉局、建築局、教育委員会）における措置	1 県（防災安全局、県民文化局、福祉局、建築局、教育委員会）における措置
(略)	(略)
<u>(追加)</u>	(6) 災害救助法が適用された場合の留意事項 <u>知事は、救助実施市を含む複数の市町村に災害救助法が適用されるような大規模災害時には、災害救助法に基づき県の広域調整の下で救助を実施するため、被災者に公平かつ迅速な救助を行えるよう、災害救助に係る愛知県資源配分計画に基づき、救助実施市の長と必要な情報を共有し、救助を行うものとする。</u>
<u>(追加)</u>	2 救助実施市における措置

現行（令和元年6月修正）	修正案
(略)	<p>(1) <u>災害救助法の適用</u> <u>救助実施市の長は、災害救助法に定める程度の災害が発生した区域について、災害救助法を適用する。</u></p> <p>(2) <u>救助の実施</u> <u>救助実施市の長は、災害救助法が適用された区域において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。</u> <u>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、救助実施市の定める規則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、救助実施市の長は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。</u></p> <p>(3) <u>日本赤十字社愛知県支部への委託</u> <u>救助実施市の長は、医療及び助産等の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、救助実施市の長は委任に関わらず医療及び助産等のために必要な措置を講じる。</u></p> <p>(4) <u>災害救助法が適用された場合の留意事項</u> <u>救助実施市の長は、救助実施市を含む複数の市町村に災害救助法が適用されるような大規模災害時には、災害救助法に基づき県の広域調整の下で救助を実施するため、被災者に公平かつ迅速な救助を行えるよう、災害救助に係る愛知県資源配分計画に基づき、知事と必要な情報を共有し、救助を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p>

■地震・津波編

第1編 第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第3編 第1章 活動態勢（組織の動員配備） 他

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

Ⅲ－２ 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知

<p>＜主な修正箇所＞</p> <p>■風水害等編 第2編 第12章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>＜新旧対照表＞</p> <p>■風水害等編 p 13</p>	
--	--

■風水害等編

第2編 第12章 防災訓練及び防災意識の向上

現行（令和元年6月修正）	修正案
<p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>災害を最小限に食い止めるには、県・市町村等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、県民の一人ひとりが日ごろから各種災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、県及び市町村は、防災訓練、教育、広報、県民相談等を通じて防災意識の向上を図る。</u></p> <p>（略）</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>国、県及び市町村は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。</u></p> <p>（略）</p>
<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p>	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p>
<p>県（防災安全局、農林基盤局、建設局、都市整備局、建築局等関係局）、市町村及び県警察における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>県は、<u>災害発生時等に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、市町村や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</u></p> <p>（略）</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及</p> <p>（略）</p> <p>また、県及び市町村は、地域と連携を図り、<u>地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図る。</u></p>	<p>県（防災安全局、農林基盤局、建設局、都市整備局、建築局等関係局）、市町村、県警察及び名古屋地方気象台における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>県は、<u>県民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができるよう、市町村や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</u></p> <p>（略）</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及</p> <p>（略）</p> <p>また、県及び市町村は、地域と連携を図り、<u>地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。</u></p> <p>さらに、<u>防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネ</u></p>

現行（令和元年6月修正）	修正案
(略)	<u>ジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。</u> (略)

Ⅲ－３ 行政・NPO・ボランティア等の三者連携による情報共有会議の円滑な運営に向けた相互協力・連絡体制の推進

<主な修正箇所>	
■風水害等編	第2編 第1章 防災協働社会の形成推進
■地震・津波編	第2編 第1章 防災協働社会の形成推進
<新旧対照表>	
■風水害等編	p 5
■地震・津波編	p 7

■風水害等編

第2編 第1章 防災協働社会の形成推進

現 行 (令和元年6月修正)	修 正 案
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携
(略)	(略)
6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進	6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進
(略)	(略)
(3) <u>ボランティア関係団体との連携</u> 災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、 <u>県とボランティア関係団体は、平成10年6月に設置した「防災のための愛知県ボランティア連絡会」及び同連絡会構成員と締結した「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」により、一層の相互協力・連絡体制を推進する。</u>	(3) <u>NPO・ボランティア関係団体等との連携</u> <u>県及び市町村は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。</u> <u>県は、災害時にNPO・ボランティア関係団体等が効果的・効率的に活動するために開催される情報共有会議が円滑に運営できるよう、平常時から、「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結した団体を構成員とした「防災のための愛知県ボランティア連絡会」及び多様な民間支援団体・組織等と一層の相互協力・連絡体制を推進する。</u>
また、市町村においても、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、 <u>ボランティア関係団体との連携に努める。</u>	また、市町村においても、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、 <u>NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。</u>
(略)	(略)

■地震・津波編

第2編 第1章 防災協働社会の形成推進

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

Ⅲ－４ 中小企業等における防災・減災対策の普及促進

<主な修正箇所>

■風水害等編 第２編 第１章 防災協働社会の形成推進

■地震・津波編 第２編 第１章 防災協働社会の形成推進

<新旧対照表>

■風水害等編 p 6

■地震・津波編 p 8

■風水害等編

第２編 第１章 防災協働社会の形成推進

現行（令和元年６月修正）	修 正 案
第３節 企業防災の促進	第３節 企業防災の促進
<p>(略)</p> <p>２ 県（経済産業局、防災安全局）、市町村及び商工団体等における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 事業継続計画（BCP）の策定促進</p> <p>ア 普及啓発活動</p> <p>県、市町村及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>２ 県（経済産業局、防災安全局）、市町村及び商工団体等における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進</p> <p>ア 普及啓発活動</p> <p>県、市町村及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。<u>また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>

■地震・津波編

第２編 第１章 防災協働社会の形成推進

※ 風水害等編と同様の修正を行う。